

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 改正の内容

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、客にダンスをさせる営業に関連する規定について所要の整理を行うこととする。

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行することとする。